

島交企甲第1024号  
島生企甲第1010号  
島地甲第11号  
令和6年1月24日

各警察署長 殿

保存期間	3 年
------	-----

島根県警察本部長

「はつらつモデル地区」指定による高齢者の交通安全の確保について（通達）  
「はつらつモデル地区」については、「はつらつモデル地区」指定による模範的な高齢者交通事故防止対策の一層の推進について（令和2年12月9日島交企甲第2186号ほか本部長通達。以下「旧通達」という。）により指定し、高齢者の交通事故防止に取り組んできたところであるが、今後は下記により指定し、高齢者の交通における安全を確保することとしたので、効果が上がるよう取り組まれない。

## 記

### 1 目的

各警察署ごとに選定した取組テーマについて、公民館や交通安全協会等の関係機関・団体と連携して模範的に推進する地区を「はつらつモデル地区（以下「モデル地区」という。）」として指定し、高齢者が安全運転や安全行動を実践することで、警察署管内全域にその取組を浸透させ、高齢者の交通における安全を確保するもの。

### 2 モデル地区の指定

#### (1) 取組テーマ

各警察署において、これまでも高齢者に対する体験型の交通安全教室の開催、反射材の着用促進等の取組を実施してきているが、より効果の上がる取組とするため、高齢者が交通事故を起こさない又は自ら身を守り、被害を軽減する安全行動を実践するために、

- どのような交通安全教育が効果的か
- どうすれば運転免許証の返納が進むか
- どうすれば安全な運転が継続できるか
- どうすれば交通安全に関する意識を高め又は変えられるか
- どうすれば反射材やヘルメットを着用してもらえるか

といった着眼点を持った上で、地域の実情や交通環境に応じて、高齢者の交通における安全の確保につながり、他の地域のモデルとなり得る特徴的な取組テーマを選定すること。

なお、取組テーマについては、毎年度変更することなく、原則同一のものとするが、モデルが確立された場合や地域の実情に合わなくなった場合など、必要に応じて新規指定時に変更することができる。

## (2) モデル地区の選定

モデル地区は、高齢者の居住状況、交通環境、交通事故の発生状況等を踏まえ、活動に対する理解、警察署で選定したテーマ等を考慮して、真に効果が上がる地区を指定すること。

なお、モデル地区の範囲は、最低限公民館やコミュニティセンターごとの地区とするが、地域の特性から、より効果的な取組ができる状況にある場合は、これに限ることなく、拡大した地域等を指定することができる。

## (3) 指定期間

指定期間は2年間とし、年度で指定すること。

## (4) 指定数及び指定時期

各警察署で、毎年度新規に1か所を年度当初までに指定すること。

## (5) 指定者

以後の連携ができる体制を確立するため、警察署長と市町村交通安全対策協議会会長、地区（支部）安全協会会長、老人クラブ会長等との連名指定にも配慮すること。

## (6) 取組方針

指定期間満了後も継続的に地域住民が自主的な活動が行われるよう、警察署と地区が連携して各種取組を推進し、2年目以降は、新モデル地区との情報交換や協働活動により地域住民同士の連携を高めるなど、自主的な活動が行われるようサポートすること。

なお、単なる交通教室や講習の定期的な実施だけでなく、アンケートや意見交換により、活動内容が効果的なものになるよう工夫すること。

また、高齢者だけでなく、地域を巻き込んで取り組むことができるように配慮すること。

## 3 留意事項

### (1) 取組の継続

モデル地区の活動が単年度で終わることなく、警察署として継続して取り組めるようなテーマを選定すること。

### (2) 新旧モデル地区の連携

新旧モデル地区の間はもとより、過去指定したモデル地区も含め、良好な点や改善点を共有し、モデル地区における取組がより効果的になるような連携に配慮すること。

### (3) 特殊詐欺被害の防止

高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺の発生状況と被害防止対策についてアドバイスするほか、モデルとなるような取組も可能な限り実施すること。

### (4) 地域警察官への教養

モデル地区を受持区とする地域警察官に対して、高齢者交通事故の発生状況やモデル地区の取組方針等について教養を実施すること。

## 4 報告

### (1) モデル地区の指定

モデル地区を指定しようとするときは、取組テーマ、指定地区、地域住民を含む高齢者の居住実態、地区内公民館（コミュニティセンター）名、関係機関・団体、指定日、指定者等について申報すること。

### (2) 取組状況

モデル地区に関する取組（指定式を含む。）を実施した際は、その都度申報すること。

### (3) 活動結果

年度内の活動結果にあわせて、取組のうち良好な点、効果の認められなかった点等の検証を踏まえて、以降のモデル地区で改善を要する事項などについて、当該年度内に申報すること。